

資料

平成20年7月4日

金融庁監督局

地区規制と事業の範囲

○ 地区外における支店の設置

信用金庫・信用組合は、地区を限定された会員の相互扶助のために設立される協同組織金融機関であるとの趣旨から、会員・組合員へのサービスのために設置される支店についても、地区内に設置されている。この点は、指導監督上の措置としての対応。

○ 事後地区外

信用金庫の会員・信用組合の組合員の地区外転居による法定脱退事由が生じた場合の既存の貸付けについては、個々にやむを得ない事情もあることから、一括弁済を求めている。

○ 地区外の企業へのシンジケートローン

「地区」外の企業は、信用金庫・信用組合の「会員・組合員」ではないことから、法令上、そのような企業に対するシンジケートローンへの参加は、「員外貸付」に該当しない限り、認められない。

すなわち、会員・組合員以外の者であっても、次に掲げるような場合においては、貸付け等の総額の20%の範囲内において、貸付けを行うことが認められている（員外貸付）。

- ・ 預金等を担保とする貸付け
- ・ 大規模事業者となったことにより脱退した者への一定期間の貸付け（いわゆる「卒業生金融」・信用金庫のみ）
- ・ 会員・組合員以外の者で会員・組合員たる資格を有する者に対する貸付け（小口員外貸付・信用金庫 700 万円以下・信用組合 500 万円以下）

等

(参考条文)

信用金庫法（抄）

（会員たる資格）

第十条 信用金庫の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。ただし、第一号又は第二号に掲げる者に該当する個人にあつてはその常時使用する従業員の数が三百人を超える事業者を除くものとし、第一号又は第二号に掲げる者に該当する法人にあつてはその常時使用する従業員の数が三百人を超え、かつ、その資本金の額又は出資の総額が政令で定める金額を超える事業者を除くものとする。

- 一 その信用金庫の地区内に住所又は居所を有する者
- 二 その信用金庫の地区内に事業所を有する者
- 三 その信用金庫の地区内において勤労に従事する者
- 四 （略）

2 （略）

（信用金庫の事業）

第五十三条 信用金庫は、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 （略）
- 二 会員に対する資金の貸付け
- 三・四 （略）

2 信用金庫は、政令で定めるところにより、前項第二号及び第三号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、地方公共団体、金融機関その他会員以外の者に対して資金の貸付け（手形の割引を含む。以下この章において同じ。）をすることができる

3～11 （略）

信用金庫法施行令（抄）

（会員以外の者に対する資金の貸付け等）

第八条 信用金庫が法第五十三条第二項の規定により行うことができる資金の貸付け及び手形の割引は、次に掲げるものとする。

- 一 会員以外の者に対しその預金又は定期積金を担保として行う資金の貸付け
- 二 金融庁長官の定める期間会員であつた事業者で法第十条第一項ただし書に規定する事業者となつたことにより脱退したものに對し、金融庁長官の定める期間内に行う資金の貸付け（償還期限が当該期間内に到来するものに限る。）及び手形の割引
- 三 会員以外の者で会員たる資格を有するものに対し、金融庁長官の定める金額の範囲内において行う資金の貸付け及び手形の割引
- 四～九 （略）

2 （略）

中小企業等協同組合法（抄）

（組合員の資格等）

第八条

1～3 （略）

4 信用協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う前条第一項若しくは第二項に規定する小規模の事業者、組合の地区内に住所若しくは居所を有する者又は組合の地区内において勤労に従事する者その他これらに準ずる者として内閣府令で定める者で定款で定めるものとする。

5・6 （略）

（信用協同組合）

第九条の八 信用協同組合は、次の事業を行うものとする。

一 組合員に対する資金の貸付け

二～四 （略）

2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。

一～四 （略）

五 組合員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。次条第一項第二号において同じ。）

六～二十一 （略）

3 （略）

4 信用協同組合は、第二項第五号の事業については、政令で定めるところにより、第一項第一号及び第二号の事業の遂行を妨げない限度において行わなければならない。

5～10 （略）

中小企業等協同組合法施行令（抄）

（信用協同組合の組合員以外の者に対する資金の貸付け等）

第十四条 信用協同組合が法第九条の八第二項第五号の規定により行うことができる資金の貸付け及び手形の割引は、次に掲げるものとする。

一 組合員以外の者に対する預金又は定期積金を担保とする資金の貸付け

二 組合員以外の者で組合員たる資格を有するものに対し、金融庁長官の定める金額の範囲内において行う資金の貸付け及び手形の割引

三～八 （略）

2 （略）